

〔事案 28-50〕 遡及解約請求

・平成 28 年 9 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

社員 46 人を被保険者として福利厚生目的で保険申込みをしたが、申込みから 2 か月を超えた時点で 17 件が引受謝絶となり、社員間の公平性を保つことができないため、解約したところ、払込保険料と解約返戻金との差額が生じたため、その差額の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

引受の審査が終了するまでに 3 か月もの期間を要した理由は、保険会社の対応の遅れによるものであるため、払込保険料と解約返戻金の差額の返金を求める。

<保険会社の主張>

46 件の申込みのうち、17 件が引受謝絶となったことで、申立人の当初の目的に沿った契約の内容とならないとの主張は理解できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。